

伊佐市農業委員会 4 回総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 6 月 29 日 (水) 午前 9 時 00 分から 10 時 40 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (32 人)
会 長 15 番委員
委 員

1 番委員	8 番委員	1 番推進委員	11 番推進委員
2 番委員	9 番委員	3 番推進委員	12 番推進委員
3 番委員	10 番委員	4 番推進委員	13 番推進委員
4 番委員	11 番委員	5 番推進委員	15 番推進委員
5 番委員	12 番委員	6 番推進委員	17 番推進委員
6 番委員	13 番委員	7 番推進委員	18 番推進委員
7 番委員	14 番委員	8 番推進委員	19 番推進委員
		9 番推進委員	20 番推進委員
		10 番推進委員	

4. 欠席委員 (3 人) 2 番推進委員、14 番推進委員、16 番推進委員

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 7 番委員 8 番委員

- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
- 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定について
- 議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について
- 議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について
- 議案第 6 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。今より、平成28年度第4回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆様おはようございます。
今、伊佐地方の方に大雨洪水注意報が発令されております。解除され、また発令されという状況で、もう長く大雨の被害にあっているわけですが、農作物・農地に被害が無いことを願っております。
本日の出席人員は15人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。7番農業委員と8番農業委員に、お願いいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号農地法第18条第6項の規定による通知をお願いします。

事務局 報告 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして報告いたします。
資料の1ページから4ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が15件、農地法第3条による合意解約が1件ありました。なお整理番号14番については取り下げの申し出が出されております。以上ご報告申し上げます。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち所有権移転につきましてご説明いたします。

5ページをお開きください。

整理番号1番につきまして、譲り渡し人は伊佐市大口大田にお住まいのSTさんです。譲り受人は伊佐市大口山野にお住まいのTIさんです。土地の所在地は、大口山野字中村2778番1、他1筆です。地目は田、面積は3,332㎡で所有権移転であります。

続きまして、利用権設定について説明いたします。12ページの総括表をお開き下さい。期間は1年から10年で、面積は田78,676㎡、畑15,285㎡の合計93,961㎡です。利用権の設定をする者の数28人、設定を受ける者の数22人です。土地の明細につきましては6ページから11ページの整理番号1番から28番の通りです。皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今事務局の報告が終わりました。
委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、お諮りいたします。
議案第1号、事務局の報告のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第1号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について提案します。

整理番号1番について、担当推進委員の調査報告を求めます。

11番推進委員。

1 1 番 推 進 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号1番について去る6月24日、3番委員・11番で共同調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。</p> <p>申請人・HMさんは伊佐市大口堂崎に居住され、自治会は堂崎です。年齢は58歳です。渡し人・HEさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は比良で年齢は80歳です。</p> <p>申請地は伊佐市大口曾木字鑑ヶ原2153番7で、地目は田、地積は2,062㎡で所有権移転売買です。</p> <p>受人の耕作面積は15,437㎡で取得可能面積です。農業従事者は3名で通作距離は約50mです。Hさんは堂崎にお住まいですが、実家の方にお父さんがお住まいで、現在はお父さんを中心に耕作されておりますが、会社を定年後は農業に専念される為に規模拡大されるとのことです。Hさんは経営意欲はあり、農機具等も完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして報告を終わります。</p>
議 長	<p>11番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、許可が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号2番について、担当推進委員の調査報告を求めます。</p> <p>13番推進委員。</p>
1 3 番 推 進 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号2番について、去る24日6番推進委員と一緒に現地調査をいたしましたので13番が報告をいたします。</p>

申請人で受人・MSさんは伊佐市大口元町に居住、年齢は59歳で自治会は上元町です。譲渡し人のMHさんは伊佐市大口里に居住、年齢は86歳です。自治会は下元町です。

申請地は大口里字川面602、地目は田、地積は629㎡、総合グラウンドより東側約200mにあります。次に、大口鳥巢字辻1312、地目は田、地積は1,990㎡、大口鳥巢字辻1313番1、地目は田、地積は100㎡、この2筆は総合グラウンドより西側約300mにあります。大口里字上牟田1680、地目は田、地積は1,742㎡、スーパータイヨより南側約300mにあります。合計4筆です。田植え等も終わっている田もありました。

受人は新規就農者であり、経営面積は4,461㎡であり取得可能面積であります。また経営意欲もあり農機具等についてはリース等を借りて作業しています。

所有権移転贈与と書いてありますが、贈与でなく売買であるということで、訂正をお願いします。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので許可相当と思われます。添付資料として全部事項証明書、営農計画書、委任状等が添付されています。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長 13番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。
よって整理番号2番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号3番について、担当推進委員の調査報告を求めます。
4番推進委員。

4 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち

推進委員	<p>整理番号3番につきまして去る6月24日に現地調査を行いましたので推進委員の4番が報告いたします。</p> <p>申請人のKMさんは伊佐市大口目丸に居住され、自治会は下目丸で年齢は59歳です。渡し人のIYさんは伊佐市大口青木に居住され、自治会は新青木で年齢は82歳です。</p> <p>申請地は伊佐市大口青木字ヲロノロ2469番4、地目は畑、地積は657㎡です。場所は青木の上の方に屯田池がありますが、それから北へ500mくらいに位置し、住宅の上の畑になります。</p> <p>受人の経営面積は2,856㎡であります。今回を入れますと取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は現在3kmで、現況はよく管理された畑です。申請人のKさんは現在、下目丸に居住されていますが、実家のお父さんの体の調子が悪く近いうちに新青木に帰るとのことです。なお、農機具等は全て青木の倉庫に保管してあります。経営意欲は十分あり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。</p>
議	<p>長 4番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	<p>長 なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	<p>長 整理番号4番について、担当推進委員の調査報告を求めます。</p> <p>9番推進委員。</p>
9番推進委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号4番について、去る6月24日に18番委員・私9番と申請人のHTさん立会いのもと、現地調査を行いましたので、9番が報告いた</p>

します。

申請人・HTさんは伊佐市大口白木に居住され、自治会は白木で、年齢は65歳です。渡し人・ITさんは兵庫県高砂市米田町に居住され、年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字豆付1463番1で地目は田、地積は1,016㎡で売買であります。

受人の経営面積は46,511㎡で取得可能面積であります。通作距離は2km内に入り、よく管理された農地でした。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様のご審議方よろしくお願ひします。終わります。

議 長 9番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号4番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号5番について、担当推進委員の調査報告を求めます。
17番推進委員。

17番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号5番につきまして去る24日、17番推進委員が調査いたしましたので報告をいたします。

受人・KKさんは伊佐市大口下殿に居住され、自治会は駅前で年齢は43歳です。渡し人・NN子さんは伊佐市大口青木に居住され、自治会は上青木西で年齢は69歳であります。

申請地は伊佐市大口大島字池ノ頭865番5で地目は畑、地積は1,

712㎡で売買による取得であります。

受人の経営面積は3,350㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は800mくらいで、現況は更地ですぐ耕作できる状態でした。場所的には大島のファミリーマートがありますが、その信号を挟んで、そのところを現在、宅地を建設されております。丁度、鉄筋を打ってるところでありましたが、その前にあたり子供たちもたくさんおまして、やがてはそこに小菜園で唐芋でも植えて耕作をしたいという事でありました。経営意欲はありまして、農機具等も完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。皆様方のご審議方をお願いいたしまして報告を終わります。

議 長 17番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号5番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号6番について、担当推進委員の調査報告を求めまます。
18番推進委員。

18番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号6番について、推進委員18番が6月24日現地調査を実施しましたので、調査結果を報告します。

譲受人・TYさん31歳は伊佐市大口里、東戸切に居住され、会社勤務と農業を兼業されていまます。渡し人・GFさんは79歳で、伊佐市大口下殿に居住され無職です。

申請地は、大口宮人字二反田1073番1他3筆で、大口リサイクル

プラザの出口から200mくらい南のくだった所に田があります。面積は合計2,660㎡で他に経営面積は1,493㎡、湧水町で耕作されており、耕作証明書が添付されております。農作業従事者は申請者夫婦と両親の4人です。耕作面積は今回拡大される面積も合わせて合計4,157㎡になります。法律関係は売買による所有権移転です。申請時の現況は良く管理された水田です。2年前から申請者が耕作しているとのことでした。今年もすでに一部は田植えが終わっており、残りも準備が終了していました。GFさんと受人の母・Tさんは姉妹です。農機具はトラクター、コンバイン、田植え機、耕運機を所有されています。申請地は自宅から9kmのところであり、湧水までも作業されていますので問題はありません。

受人のYさんは規模拡大という申請であり、耕作意欲はあり、以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書1通、湧水町農業委員会耕作証明書が添付してあり、以上で調査報告を終わります。委員の皆様の審議をよろしくお願ひします。

議 長 18番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。
よって整理番号6番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号7番について、担当推進委員の調査報告を求めます。
1番推進委員。

1 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、
番 整理番号7番について去る6月24日、10番推進委員、譲受人である
推 進 委 員 KOさんと3人で現地調査を行いましたので、推進委員1番が報告をさ
せさせていただきます。

申請人・K Oさんは伊佐市大口原田に居住され、自治会は西原です。譲渡人・T Rさんは伊佐市大口原田に居住され、自治会は永尾でございます。申請地は伊佐市大口原田字満田原1 6 1 番2であり、地目は畑、地積は4 1 9 m²であり、また譲渡人の希望とこれまで耕作している売買物件であります。

受人の経営面積は、5 2, 1 6 0 m²で取得可能面積であります。農地従事者は2名で通作距離は約2 0 0 mで、現況は良く管理された畑です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして報告を終わります。

議長 1 番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということでございますので、お諮りします。

整理番号7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号7番は、許可が決定しました。

整理番号8番・9番については譲受け人が同一ですので一括して担当推進委員の調査報告を求めます。

1 9 番推進委員。

1 9 番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号8番について去る6月24日に12番委員と私19番委員で受人・T Sさんの立合いにより現地調査を行いましたので19番が報告いたします。

申請人・T Sさんは伊佐市菱刈川北に居住され、自治会は川北宇都で、年齢は65歳です。渡し人・T Kさんは、宮崎県都城市立野町に居住されています。

申請地は伊佐市菱刈川北字上ノ原2474番1、2474番4で、湯之尾小学校から東側に10mの位置で、地目は畑、地積は2筆の合計で876㎡、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は5,751㎡で、取得可能面積であります。農機具等も持っていらっしゃいます。農業従事者は3名で、通作距離は約500mで、現況は畑で、TSさんが管理をされています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いして、私の報告を終わります。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号9番について去る6月24日に12番委員と私19番で受人・TSさんの立合いにより現地調査を行いましたので19番が報告いたします。

申請人・TSさんは伊佐市菱刈川北に居住され、自治会は川北宇都で、年齢は65歳です。渡し人・KAさんは、神奈川県横須賀市本町に居住されています。

申請地は伊佐市菱刈川北字上ノ原2474番5で、湯之尾小学校から東側に10mの位置で、地目は畑、地積は401㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は5,751㎡で、取得可能面積であります。農機具等も持っていらっしゃいます。農業従事者は3名で、通作距離は約500mで、現況は畑で、TSさんが管理をされています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 19番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号8番・9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号8番・9番は、許可が決定しました。

議長 整理番号10番・11番については譲受け人が同一ですので一括して担当推進委員の調査報告を求めます。

15番推進委員。

15番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号10番について去る6月24日現地調査をし、25日申請人への聞き取り調査をいたしましたので、私推進委員15番が報告いたします。また整理番号11番についても申請人で受人が同一でありますので一括して報告を行いたいと思います。

整理番号10番について申請人で受人のHFさんは伊佐市大口牛尾に居住、自治会は鋤業所、年齢は78歳です。譲渡し人のITさんは大阪市東成区大今里南に居住、申請地は伊佐市大口牛尾字諏訪後1737番21、地目は田、地積は715㎡、申請地は申請人の自宅より北へ約500mに位置し、現況は田です。

整理番号11番について、譲受人はHFさんで、譲渡し人のKKさんは東京都調布市仙川町に居住、申請地は伊佐市大口牛尾字諏訪後1737番3、地目は田、地積は717㎡、申請地は申請人の自宅より約北へ500m、現況はいずれも申請人が現在耕作されております。申請理由はいずれも相手方の要望による所有権移転売買であり、受人の経営面積は215,880㎡で、取得可能面積であります。また、申請人においては現在息子さんも経営に参加されており、規模拡大ということで意欲もあり、農機具等も揃っております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、航空写真による現地図等が添付されております。委員の皆様方のご審議をお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 15番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということでございますので、お諮りします。

整理番号10番・11番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号10番・11番は、許可が決定しました。

議長 整理番号12番について、担当推進委員の調査報告を求めます。
8番推進委員。

8番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定。整理番号12番について、去る6月24日10時半より本人さんが立会いのもと、推進委員8番が報告をいたします。

受入・申請人がOKさん、伊佐市大口大田に居住され、自治会・高柳。77歳。渡し人はKFさん、大阪市東淀川区東淡路に居住。

申請地は、大口大田字竹下1331番2、田で449㎡です。大田の80m裏側で、東側は農道で、周りは水田に囲まれていて現況はよく管理されていました。また、現在の耕作面積は9,443㎡で取得可能面積です。本人の意向により規模拡大に所有権移転売買によるものであります。家族構成は2世帯居住で耕作意欲は規模拡大にむけ取り組んでおられております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類は農地法第3条の規定による許可申請と全部事項証明書が添付されております。以上により委員の方々のご審議をお願いいたします。

議長 8番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。

整理番号12番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

		<p>全員挙手。 よって整理番号12番は、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号13番について、担当推進委員の調査報告を求めます。 7番推進委員。</p>
7 議 推 進 委 員		<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号13番について、推進委員5番と7番、組員・MAさん立会のもと、現地調査をしましたので7番が報告をいたします。</p> <p>申請人、受人・農事組合法人S、住所・伊佐市菱刈市山。渡し人・KFさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、自治会は下市山で、年齢は84歳です。</p> <p>申請地は伊佐市菱刈市山字皮田605番地1、地目は畑で、面積は1,014㎡で所有権売買であります。場所は旧北さつま農協北部支所より北800mに位置しております。受人の経営面積は、237,007㎡で取得可能面積であります。農業従事者は8名で、現在は農事組合法人Sさんが耕作しており、よく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。添付書類として全部事項証明書、字図、農事組合法人Sの定款等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>7番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。 整理番号13番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。 よって整理番号13番は、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定につい</p>

て、申請件数13件について、13件の許可が決定しました。

議案第3号

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定について。
整理番号1番について、担当推進委員の報告を求めます。
9番推進委員。

9番推進委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申出の意見決定の内、整理番号1番について、6月24日申請人のNTさんの代理人、行政書士・TRさんの立会いのもと、1番委員、私9番委員の3人で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。

申請人は伊佐市大口小木原にお住まいのNTさん61歳であります。申請地の所在地は伊佐市大口小木原字端山下688番183、地目は畑、地積は995㎡、十曾池から南に500mくらいの位置にあります。現況は畑であります。周囲の状況は、東側・山林、北側・宅地、西側・農道を挟んで山林、南側・畑で、除外後、資材置き場にしようとして計画されています。

この申請は具体的な転用計画があり、周囲は東西南北・農地宅地で農地・宅地・山林ですが、農用地区域外周部のため除外することで農地の集団化、農作業の効率への影響等ないものと思われま

す。以上のような理由により、除外は妥当であると判断いたしました。添付書類として、全部事項証明書、委任状、地籍図等が提出されております。調査の結果、この申請について2名の調査員の意見において適切と判断しましたが委員の皆様のご審議方よろしく願

議長 9番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(挙手)

はい。7番委員。

7番農業委員 総会資料の申請者の方の住所は間違いですか？
地番と一緒になんですけども。

(挙手)

議 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 この農振除外については、土地の所有者でなくても申請ができるもの
ですから、今回の記入に関しては1番農業委員さんがおっしゃるように、
YHさんが所有者です。この地番を出すのにYHさんを出さないと地番
を引っぱってこないものですから、NTさんという方が後々資材置き場
で転用をかける方になるんですけど、NTさんが農振除外の申請者にな
ります。氏名は替えたんですけど、住所はそのまま所有者のYさんの住
所になっていましたので、訂正をお願いします。

議 長 他にございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手
を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可が決定しました。

議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・
編入)申し出の意見決定について、申請件数1件について、意見の決定
1件が決定しました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決
定並びに許可について。
整理番号1番について担当推進委員の報告を求めます。
18番推進委員。

1 8 番 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並

推進委員	<p>びに許可についてのうち、整理番号1番について6月24日推進委員17番、18番、農業委員3番の3人と申請人・Tさんの長男の立会いのもと、調査をしましたので18番が報告します。</p> <p>申請人・TYさんは伊佐市大口下殿に居住され、申請地・大口下殿字湯ノ谷716番61、地目は畑で、面積が2,388㎡です。農地区分は2種農地で、その他の農地です。転用目的は山林で杉の植林です。申請地は湯ノ谷集落の西側に接する位置にあり、伊佐森林組合の西側約200mに位置しています。申請地の現況は40数年前より山林として利用しており、杉山でした。国土調査において地目変更は終了していると思っていましたが、今回、公図・全部事項証明書において地目が畑であり、転用せずして林・山林として利用している事が判明しましたので、始末書添付での申請により追認許可を得ようとするものです。</p> <p>以上の調査結果により3人で協議した結果、追認許可はやむを得ないと判断しました。添付書類として全部事項証明書、字図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、始末書、転用に関する誓約書が添付されています。委員の皆さんの審議方をよろしく願いして報告を終わります。</p>
議	<p>長 18番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	<p>長 なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号1番について、意見の決定並びに許可に賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可が決定しました。</p>
議	<p>長 整理番号2番について、担当推進委員の報告を求めます。</p> <p>8番推進委員。</p>
8番推進委員	<p>議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号2番について去る6月24日、9時半より現地にてO司法書士他1名、K土地家屋調査士、9番農業委</p>

員、20番推進委員、事務局のKさん、6名で現地調査をし、8番が報告いたします。

申請人がKTさん、54歳。自治会は上八坂で、申請地は大口原田字長尾194番2、一般住宅の中に畑地として残っている事案です。農用地区域外であり、2種農地、都市計画区域外であります。娘さんが居住する予定で調査したところ、今回住宅の1部がそのままであったので申請されたようです。また伊佐市農林高校の約150m北側で、東側は市道、西側は田であります。書類は農地法第4条の規定による許可申請書、全部事項証明書、被害防除に関する誓約書、被害防除計画書、汚排水処理確約書、始末書、転用に関する誓約書であります。

以上により、委員の方々のご審議をお願いします。

議 長 8番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号2番について、意見の決定並びに許可に賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号2番は、意見の決定並びに許可が決定しました。

議 長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可決定について、申請件数2件については、意見の決定並びに許可2件が決定しました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について。

整理番号1番について、担当推進委員の報告を求めます。

15番推進委員。

1 5 番
推 進 委 員

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可の整理番号1番について、去る6月24日申請人の代理人で行政書士のTRさん立会いのもと、農業委員の5番委員と私推進委員15番と推進委員7番委員で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人で借受人は、YTさん67歳。伊佐市大口下殿に居住、自治会は駅前。貸渡し人は、YRさん64歳。伊佐市大口篠原に居住、自治会は戸切。

申請地は伊佐市大口篠原字大道688番6で地目は田、地積は17㎡と、同じく伊佐市大口篠原字大道691番3で地目は田、地積は408㎡の2筆で、合計面積が425㎡であります。

本申請の転用目的は、使用貸借権設定により借人のYさんが資材置き場として利用されるため、貸人のYさんが自己資金により埋立て・整備されるものであります。

申請地は伊佐市大口中央中学校、南約500mに位置し、現況は地盤が弱く、トラクターなどの作業が困難な為、現在は荒らさないよう管理だけされております。

農地区分は第1種農地となっておりますが、近年周りに一般住宅が建ち並び、集落接続地となっております。申請地の東は田、南は一般住宅、西は住宅跡地、北は市道となっており、周囲に与える影響はないものと思われま。

添付資料といたしまして、土地の全部事項証明書、資金証明書、事業計画書、位置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、土地使用貸借権契約書、行政書士Tさんへの委任状などが添付してあります。

以上のようなことから農地法上問題ないのではないかと考えました。皆様方のご審議をお願いいたしまして、報告を終わります。

議 長

15番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、意見決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

		<p>全員挙手。 よって整理番号1番は、意見並びに許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号2番について、担当推進委員の報告を求めます。 12番推進委員。</p>
12番 推進委員		<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、整理番号2番について12番が報告いたします。 調査日は、去る6月24日です。農業委員の6番、推進委員の10番、12番の3名で調査いたしました。 渡し人住所・伊佐市菱刈川南にお住まいです。氏名はMTさん65歳、自治会は荒瀬、立会人もご本人のTさんでした。受人の住所・親子ですから同じくです。お名前はMTさん35歳、後継者です。 申請地住所・菱刈川南字堂山588番2、1、839㎡です。川南字荒瀬638番4、畑、1、026㎡です。2筆合計2、865㎡です。所有権移転贈与です。転用目的は、牛舎及び牛の運動場です。農用地区域外、都市計画区域外です。 所在地は、築地橋より南東へ800mくらいで亀甲温泉より南へ120mくらいのところ。東は山林・宅地、西は田、南は田、田側は竹林の畑です。その周辺はMさんの所有地です。 添付書類は、全部事項証明書、始末書、立面図、断面図、平面図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、土地改良の意見書、必要書類は全て揃っております。なお、始末書は平成4年8月頃に建設されたとのこと。3名で協議いたしまして周囲に及ぼす影響はないものと思われまますので、委員の皆様方のご審議をよろしく願います。以上私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>12番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、意見決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

		<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、意見並びに許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、担当推進委員の報告を求めます。</p> <p>4番推進委員。</p>
4	番	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、整理番号3番につきまして去る6月24日、農業委員7番委員と、推進委員4番委員の2人で共同調査をいたしましたので、私4番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口針持にお住まいのKKさん48歳、自治会は馬場です。譲渡し人は大阪市東成区大今里西に居住されるHFさん68歳です。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐市大口小木原字小松ノ元416番16で、地目は畑、地積は926㎡であります。本申請は、所有権移転贈与になります。申請人とHさんとは、叔父さんと甥の関係であります。農地区分は第2種農地となっております。所在地は、郡山八幡神社から500mくらい水俣方面に走りますとラーメン店があります。その前の畑地でございます。道路から100mくらい入ったところでございます。南側は畑で、東側・畑、北側は水田、西側は住宅となっており、周囲に与える影響はないと思われまます。なお、現地は定期的に本城の方がトラクターで耕耘されており、よく整備されている耕作地であります。なお、この場所に太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数192枚、パネル設置総面積550㎡、年間発電量4,992kwを予定しております。</p> <p>なお、添付書類としまして、字図をはじめとし、この申請に必要な全ての書類が揃っており、調査の結果、この申請については私と農業委員7番の調査委員において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いまして報告を終わります。</p>
議	長	<p>4番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号3番について、意見決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号3番は、意見並びに許可が決定しました。

議長

整理番号4番について、担当推進委員の報告を求めます。
17番推進委員。

17番
推進委員

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号4番につきまして、去る24日調査をいたしました。

GFさんとTYさんですが、3条申請の中で整理番号6番でも出てきておりまして、GFさんも高齢のために、手放されるという事でございます。

整理番号4番につきまして去る6月24日、申請人・TYさんの親夫婦立会いのもと、農業委員3番と推進委員18番と17番で共同調査をいたしましたので、17番が報告をいたします。

譲受人・TYさんは伊佐市大口里に居住され、自治会は東戸切であります。この申請は所有権移転売買で、転用目的は山林にしたいとのことでありまして。譲渡し人と譲受人・TYさんの母は姉妹であります。

申請地の所在地は伊佐市大口宮人字新開原967番1で地目は畑、地積は1,591㎡であります。半分ほどは昭和55年頃に杉・ひのきを植えたとのこと立派な山になっておりました。今回残りを植林したいとのことでありまして。農地区分は2種農地となっており、申請地の所在地は、大口リサイクルプラザから東に約1kmのところのところに位置し、南側は農面道路、東側と北側は山林、西は畑となっており、周囲に与える影響はないと思われまして。

添付書類として、土地の全部事項証明書、字図、被害防除計画書、誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。調査の結果、この申請について3名の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして報告を終わります。

議長

17番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。
整理番号4番について、意見決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。
よって整理番号4番は、意見並びに許可が決定しました。

議 長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可決定について、申請4件のうち、許可4件が決定しました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号 非農地証明願について、提案します。
整理番号1番について、担当推進委員の報告を求めます。
20番推進委員。

20番推進委員 議案第6号 非農地証明願について、整理番号1番につきまして去る6月24日、申請人・鹿児島市桜ヶ丘にお住まいのNYさんですが、立会人は事務局のKさんのもとで、8番委員と9番委員と私20番委員の3人で共同調査をいたしましたので、20番委員が報告いたします。

申請人は鹿児島市桜ヶ丘、土地の所在地は大口原田字下埼10番6、地目は田、面積は139㎡であります。周囲の状況は、西側に河川、東側に国道、伊佐農林高校から50m、前にイセキ農機があり、南側に住宅があります。昭和57年頃、河川改修工事があり、分筆され農地としての機能がなくなった、農地への復旧は困難であると、3人の調査員とも判断いたしました。

添付資料としまして、全部事項証明書、位置図、委任状、字図等が添付されてあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告といたします。

議 長 20番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。
よって整理番号1番は、非農地証明が決定しました。

議 長 整理番号2番について、担当推進委員の報告を求めます。
10番推進委員。

10番 議案第6号 非農地証明願のうち、整理番号2番につきまして、農業
推進委員 委員6番、推進委員12番、私10番、3人で共同調査をいたしました
ので10番が報告をいたします。

申請人は、伊佐市菱刈川北にお住まいのOHさんでございます。場所は菱刈川北字前田2386番3で、地目は田で63㎡でございます。調査内容につきまして具体的に報告を申し上げます。周囲の状況は、菱刈パークゴルフ場より道路を挟んで東側に位置しておりまして、東側が雑木林、西側が県道、南側が竹林、北側が住宅入口道路となっております。非農地となった時期は昭和50年の5月30日頃であるということです。非農地となった原因でございますが、水管理に不便であり、耕作を放棄したということでございます。申請地の現況でございますが、耕作が放棄されておりまして、現在は荒地になっております。

調査結果でございますが、農地性は失っておりまして、復旧困難であると判断を3人でいたしまして、この非農地証明願については妥当という結論にいたりました。

なお、添付書類といたしまして、全部事項証明書、字図、委任状が添付されております。農業委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、以上で私の報告を終わります。

議 長 10番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。

整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号2番は、非農地証明願が決定しました。

議長 整理番号3番について、担当推進委員の報告を求めます。
6番推進委員。

6番推進委員 議案第6号 非農地証明願のうち、整理番号3番について、6月24日に推進委員13番、農業委員4番、と私6番が調査しましたので6番が報告をいたします。

申請人のJMさんは鹿児島市城山町に居住されております。所在地は大目丸409番4、畑284㎡、申請理由は昭和57年頃、北側に一般住宅を建築した際、進入路及び庭として整備してしまったとのことです。ご両親が2人ともなくなり、初めてわかったということで、今回非農地証明願を出されました。南と東側は住宅、西側は市道、北側は山で、周囲に及ぼす影響はないと3人で協議した結果、やむを得ないと判断しました。ご審議方よろしくお願いたします。以上で終わります。

議長 6番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号3番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号3番は、非農地証明が決定しました。

議長 整理番号4番について、担当推進委員の報告を求めます。
7番推進委員。

7 番 議案第6号 非農地証明願の整理番号4番について、農業委員5番、
推進委員 推進委員15番、私7番、と本人・KFさんのお母さん立会いのもと、
調査をしましたので7番が報告をいたします。

申請人・KFさんは伊佐市大口里、申請地は伊佐市大口青木字飛松迫
尻1862番6、地目は田で、面積は526㎡です。申請理由は、周囲
が山林の為、日照条件が悪く耕作できなかった。場所は新青木の池より
下流500mに位置しております。周囲の状況は、東側が山林、西側が
山林、南側が山林、北側が水田となっております。非農地となった時期
は、お父さんが昭和37年頃より体調不良、昭和39年に亡くなられた
後、約50年あまり労働力不足の為、管理ができなくなり申請地の現況
は全部が山林となっております。

よって現地調査の結果、農地の属性は喪失していて農地への復旧は困
難であると3名で判断いたしました。添付書類として、全部事項証明書、
字図が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いま
して私の報告を終わります。

議 長 7番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号4番について、非農地として証明することに賛成の農業委員
の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号4番は、非農地証明が決定しました。

議 長 議案第6号 非農地証明願は、4件申請のうち、4件の証明許可が決
定しました。

その他。事務局お願いします。

事 務 局 月例報告をします。総会資料の最終31ページをご覧ください。6月
の月例報告です。

去る7日に、6月の定例常設審議委員会が鹿児島市の方でありました。それから去る24日現地調査・一斉調査をしております。29日の本日が第4回の農業委員会の総会です。

7月の行事予定ですが、5日が7月の定例常設審議委員会が鹿児島市の方であります。25日が現地調査・一斉調査になります。28日が第5回の農業委員会の総会ということになります。

月例報告は以上です。

事務局

これで、平成28年度 第4回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時40分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 7番委員

伊佐市農業委員 8番委員